

浄化槽一斉調査のお知らせ

近年、生活排水による環境汚染が問題となっていますが、この対策として、各地で水質汚濁防止のための施策が講じられています。

浄化槽の設置について調査します
調査員が訪問致しますので、ご協力下さい。



この一環として、徳島市においても、浄化槽についての調査を実施することになりました。この調査は、(社)徳島県環境技術センターが県の委託を受けて実施しております。(社)徳島県環境技術センターの調査員が訪問し、浄化槽の設置の有無について調査をいたしますので、ご協力をお願いします。

浄化槽を設置する場合には、保健所に「設置届」を提出しなければなりません。また、設置後は適正な維持管理が必要であり、下記に示されている、「保守点検」・「清掃」・「法定（水質）検査」が義務付けられています。このため、調査の結果、浄化槽の「設置届」がされていない場合には、「設置届」を提出していただくこととなります。また、「法定（水質）検査」が実施されていない場合には、当該検査を受けていただくこととなりますので、後日、併せて案内させていただきます。

調査

実施期間 平成21年9月14日(月)～平成21年10月20日(火)

対象地域 徳島市 渭東地区

渭北地区

沖洲地区

(福島・新南福島・大和町・安宅・住吉・城東町・助任橋・助任本町・
下助任町・上助任町・南常三島町・中常三島町・北常三島町・
南前川町・中前川町・北前川町・東吉野町・上吉野町・中吉野町・
吉野本町・末広・南末広町・南沖洲・北沖洲・金沢)

※この調査は市内全域を対象とし、各地区毎に期間を定め順次実施していきます。

浄化槽に関する規定

- 1.保守点検 一般の家庭用浄化槽では2～4ヶ月に1回程度実施するメンテナンス作業
【消毒剤の補給・污泥の調整・スカムの返送移送・モーターの点検等】
- 2.清掃 1年に1回以上（処理方式によっては6ヶ月に1回）行う污泥（浄化槽の中にたまってくる固形分）の抜き取り、くみ取りの作業。
- 3.法定（水質）検査 7条検査→新設の浄化槽が適正に設置されているかどうかの検査
★11条検査→日頃の維持管理（1の保守点検及び2の清掃）が技術上の基準に従い実施され、適正な放流水質が確保されているかの年1回の検査

(社)徳島県環境技術センターが実施するのは上記3の水質検査で、すでに設置されている浄化槽は★の11条検査の対象となります。

水質検査は年1回の、
浄化槽の健康診断です。



法定（水質）検査料

規 模	検査料
5～10人槽	5,000円
11～20人槽	7,000円
21～50人槽	8,000円
51～500人槽	12,000円
501人槽以上	17,000円

調査・検査に対するお問い合わせ先

(社)徳島県環境技術センター TEL 088-636-1234(代)
(お客様相談室) TEL 088-636-1177
〒770-8001 徳島市津田海岸町2番33号 FAX 088-636-1122

関係機関

徳島県県民環境部環境局環境整備課 ゴミゼロ推進室 TEL 088-621-2279
東部保健福祉局(徳島保健所)環境試験検査担当 TEL 088-602-8901
徳島市市民環境部生活環境課 TEL 088-621-5217